

確定拠出年金に関する数理実務ガイドンス

変更後	変更前
<p>確定拠出年金に関する数理実務ガイドンス</p> <p style="text-align: right;">制定 2021年12月20日 改定 2022年10月24日 <u>改定 2024年 3月26日</u></p> <p style="text-align: right;">公益社団法人 日本年金数理人会</p> <p>(略)</p>	<p>確定拠出年金に関する数理実務ガイドンス</p> <p style="text-align: right;">制定 2021年12月20日 改定 2022年10月24日</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人 日本年金数理人会</p> <p>(略)</p>

目次

変更後	変更前
<p>目次</p> <p>[用語の略称等] ..... 9</p> <p>第 1 節 他制度掛金相当額の算定方法 ..... 1 0</p> <p>第 2 節 企業型年金の拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱い ..... 1 <u>7</u></p>	<p>目次</p> <p>[用語の略称等] ..... 9</p> <p>第 1 節 他制度掛金相当額の算定方法 ..... 1 0</p> <p>第 2 節 企業型年金の拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱い ..... 1 <u>6</u></p>

第 1 節 他制度掛金相当額の算定方法

変更後	変更前
<p>他制度掛金相当額は算定省令及び算定通知に基づいて算定することとされているが、詳細な取扱いにあたり、それらに加えて参考となる例示等を以下に記載する。</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>7. 対象となる確定給付企業年金が簡易な基準に基づき掛金を算定している場合における固有の取扱い</p>	<p>本節は、簡易な基準に基づく確定給付企業年金に関する記載及び算定省令第4条に関する記載を除き、算定省令第3条に基づく方法で他制度掛金相当額を算定する場合についての内容を記載している。</p> <p>(略)</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>7. 対象となる確定給付企業年金が簡易な基準に基づき掛金を算定している場合における固有の取扱い</p>

変更後		変更前	
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>・<u>財政計算の計算基準日における加入者数が0人であり算定省令第4条に基づき他制度掛金相当額を算定できない場合は、当該給付区分について以下の方法を採用することが考えられる。</u></p> <p>① <u>算定省令第3条に準じて他制度掛金相当額を算定する。</u></p> <p>② <u>算定省令第4条に基づいて計算するための「直近の財政計算の計算基準日」を「直近の財政計算の結果に基づく標準掛金の適用を開始する日」、「前回の財政計算の計算基準日」、「直近の事業年度末日」のいずれかに読み替えて、算定省令第4条に基づいて他制度掛金相当額を算定する。</u></p>	<p>・<u>加入者数が減少し計算基準日時点で0人である場合や、新たに設定する給付区分において計算基準日時点で対象となる加入者がいない場合などが考えられる。</u></p> <p>・<u>標準掛金算定に使用していない予定新規加入年齢や加入時給与等は「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス 第1節 基礎率(6)新規加入者の見込み」における新規加入者数のデータが0件の場合の設定方法を参照し、設定することが考えられる。</u></p> <p>・<u>左記がいずれも加入者数が0人である場合には、個別の状況を踏まえて例えば「直近の財政計算の計算基準日より前で加入者が存在していた日のうち最も当該基準日に近い日」などの方法を採用することを検討することが考えられる。</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
8. (略)	(略)	8. (略)	(略)

以上